

○飯塚市要保護児童連絡協議会要綱

平成18年3月26日

飯塚市告示第128号

改正 H19-83、H21-287(題名改称)、H25-65、H26-150、H28-67、H29-91

(設置)

第1条 要保護児童(児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。)の適切な保護又は要支援児童(法第6条の3第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。)若しくは特定妊婦(法第6条の3第5項に規定する特定妊婦をいう。以下同じ。)への適切な支援を図るため、法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会として、飯塚市要保護児童連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(H21-287全改、H26-105一改)

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 要保護児童、要支援児童又は特定妊婦(以下「要保護児童等」という。)に関する情報の交換
- (2) 要保護児童等に対する支援の協議
- (3) 各関係機関等との連携に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか要保護児童等対策を図るために必要な事項

(H21-287追加)

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等に所属する者をもって構成する。

(H19-83全改、H21-287一改・繰下)

(会長及び副会長の職務)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、代表者会議の構成員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が不在のときは、その職務を代理する。

(H21-287繰下)

(会議)

第5条 協議会に、代表者会議、部会、実務者会議を置く。

2 代表者会議は総括的事項、部会は調整事項、実務者会議は具体的な事項について、審議するものとする。

- 3 代表者会議は、関係機関等の代表者で構成し、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。
- 4 代表者会議は、協議会構成員の過半数の出席がないと開くことができない。
- 5 部会は、要保護児童等に対する支援の調整等が必要な際に、実務者会議の構成員の属する関係機関等の代表者で構成し、出席者の互選により座長を定め、座長が議長となる。
- 6 実務者会議は、個別の要保護児童等に対する支援の必要が発生したときに、会長が必要と認める関係機関等の構成員の中から指名する者で構成し、指名された委員の出席者の互選により座長を定め、座長が議長となる。

(H21-287追加)

(要保護児童対策調整機関の指定)

第6条 法第25条の2第4項の規定による要保護児童対策調整機関は、福祉部子育て支援課とする。

(H21-287一改・繰下、H25-65、H28-67、H29-91一改)

(要保護児童対策調整機関の業務)

第7条 要保護児童対策調整機関の業務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 協議会の事務の総括に関すること。
- (2) 要保護児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。

(H21-287一改・繰下)

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会において定める。

附 則

この告示は、平成18年3月26日から施行する。

附 則(平成19年7月4日 告示第83号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成21年12月3日 告示第287号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成25年3月28日 告示第65号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年5月2日 告示第150号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成28年3月15日 告示第67号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月29日 告示第91号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

(H19-83一改、H21-287全改、H25-65、H28-67、H29-91一改)

区分	関係機関等
国又は地方公共団体の機関	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
	筑豊教育事務所
	田川児童相談所
	飯塚市保健センター
	飯塚市教育委員会
	飯塚市福祉事務所
	福岡県飯塚警察署
	福岡法務局飯塚支局
	飯塚少年サポートセンター
法人	一般社団法人 飯塚医師会
	公立大学法人 福岡県立大学
法人以外	飯塚市民生委員児童委員協議会
	飯塚市保育協会
	飯塚市中学校校長会
	飯塚市小学校校長会
その他の機関等	その他必要と認められる機関等